

鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則を廃止する等の規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第54号

鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則を廃止する等の規則

(鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則の廃止)

第1条 鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則(昭和62年鳥取県規則第56号)は、廃止する。

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

第2条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年鳥取県規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。)を加える。

改正後	改正前
(市町村等が処理する事務の範囲) 第2条 条例別表1の5の項に規定する規則で定める事務は、 <u>鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則を廃止する等の規則(平成19年鳥取県規則第54号)附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同規則第1条の規定による廃止前の鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則(昭和62年鳥取県規則第56号)</u> に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 2～8 略	(市町村等が処理する事務の範囲) 第2条 条例別表1の5の項に規定する規則で定める事務は、鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則(昭和62年鳥取県規則第56号)に基づく事務のうち、次に掲げるものとする。 (1) <u>第6条の規定による申請書の受理及び知事への送付</u> (2) <u>第9条の規定による誓約書の受理及び知事への送付</u> (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 2～8 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に奨学金の貸与の決定を受けた者に係る当該決定に係る奨学金については、第1条の規定による廃止前の鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則の規定は、なおその効力を有する。